

## 地域包括支援センター事業評価方法の改正について

### 1. 改正の概要

令和6年6月7日付厚生労働省からの通知により、地域包括支援センター（以下、センターと言う。）の事業に係る国の評価指標が一部改正されました。

本市においてはこれまで、市独自の評価指標を用いて、センターの事業評価を実施してきたところですが、今回の改正により今後は国の評価指標を活用し、事業評価を実施していきます。

また、評価対象のセンター及び評価回数についても併せて以下のとおり見直します。

### 2. 改正目的及び内容

#### （1）評価指標の簡素化・体系化

これまで本市では国が実施する事業評価に加えて、市独自の事業評価を実施しており、国の評価指標と市独自の評価指標を別々に使用していました。

今回の改正により国の評価指標が体系化・簡素化されたため、今後は市独自の事業評価についても、国の評価指標を活用するように統一します。

#### （2）評価対象センターの拡大

現行の評価は委託センターのみを対象としており、直営センターの評価を実施していませんでした。

今回の改正に伴い、全てのセンターを対象に評価を実施します。

#### （3）評価回数の見直し

現行の評価は年2回実施しておりますが、センターにおいては評価資料の作成に多大な時間を要するなど、事務負担が大きいという課題があります。

今回の改正により、評価回数を年1回に変更することで各センターの負担軽減を図っていきます。

### 3. 改正時期

令和8年度実績分（令和9年度実施予定の評価）から改正

#### 4. 今後のスケジュール（予定）

No	時期	事項
1	令和8年2～4月	各センターは地域包括支援センター事業計画書を作成し、市へ提出
2	令和8年4年～令和9年3月	各センターは地域包括支援センター事業計画書をもとに事業を運営
3	令和9年4～6月頃	各センターは令和8年度実績分の事業評価に係る資料を作成し、市へ提出
4	令和9年8～10月頃	市は令和8年度実績分の事業評価を実施
5	令和10年1月頃	市は地域包括支援センター運営協議会にて評価結果を報告

老認発 0607 第 1 号

令和 6 年 6 月 7 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
( 公 印 省 略 )

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の  
一部改正について

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化については、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（平成 30 年 7 月 4 日老振発 0704 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）により取り扱われているところであるが、同通知により示されている地域包括支援センター及び市町村の評価指標は、これまで、地域包括支援センターと市町村それぞれの業務チェックリストとして機能し、年を追うごとに達成率が高い項目が増加してきた。加えて、地域包括支援センターと市町村との間のコミュニケーションツールとしても活用され、地域包括支援センターの機能強化に貢献してきた。一方で、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 4 項及び同条第 9 項に規定される具体的な業務改善につながっているかを評価することは困難な状況である。

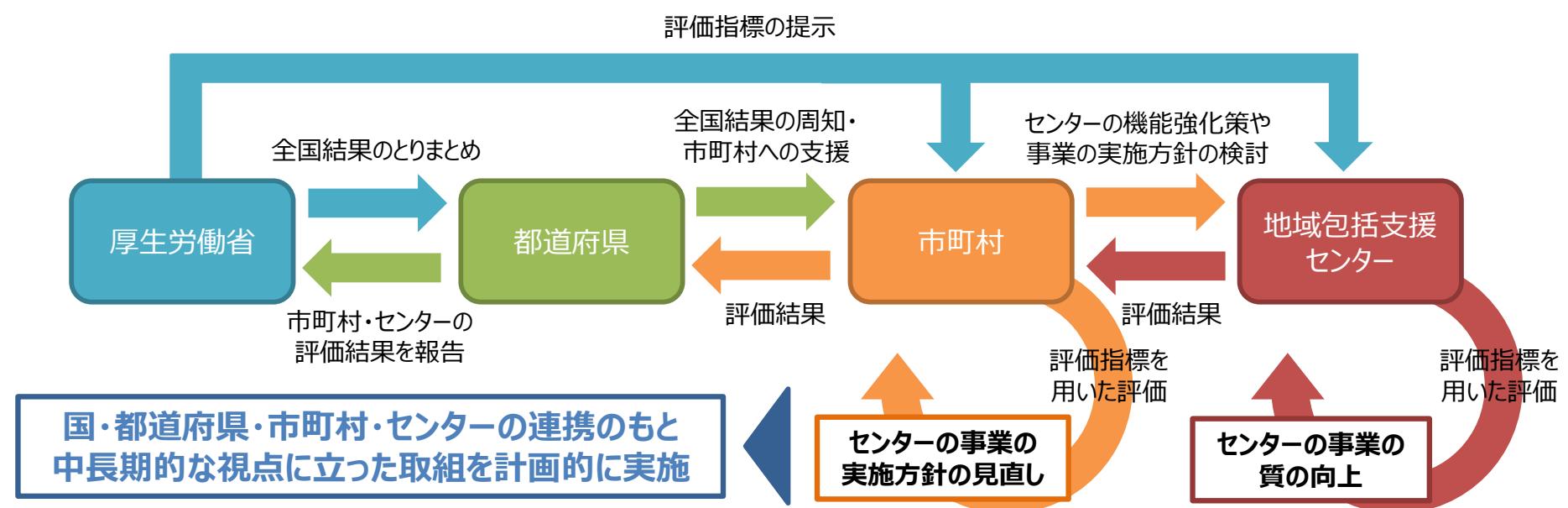
このため、市町村が掲げる地域包括支援センターの事業の実施方針に沿った事業評価が行われ、各市町村の実情に合わせて地域包括支援センターの機能強化を図ることが可能となるよう、評価指標を見直すとともに、その具体的な活用方法について示すために、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。については、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

なお、改正の趣旨や指標の活用方法等については、別紙及び令和 5 年度老人保健健康増進等事業「地域の介護予防を推進するための包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のあり方と地域包括支援センターの事業評価に関する調査研究」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）報告書（[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai\\_240425\\_03.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/04/koukai_240425_03.pdf)）もあわせて参照されたい。

また、別紙に示したとおり、本改正後の指標は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の令和 8 年度評価指標に反映される予定である。

# 地域包括支援センターにおける計画的な取組推進のための事業評価について

- 地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて**市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行う**ことが期待される。
- 地域包括支援センターが求められる機能を発揮するためには、**業務負担軽減を含めた業務改善を推進する**とともに、**中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていく**ことが重要。
- そのため、**地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図ること**、**市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じること**されている。（介護保険法115条の46第4・9項）



【参考】介護保険法115条の46（抜粋）

- 4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。
- 9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

# 地域包括支援センターの事業に係る評価指標の見直しについて

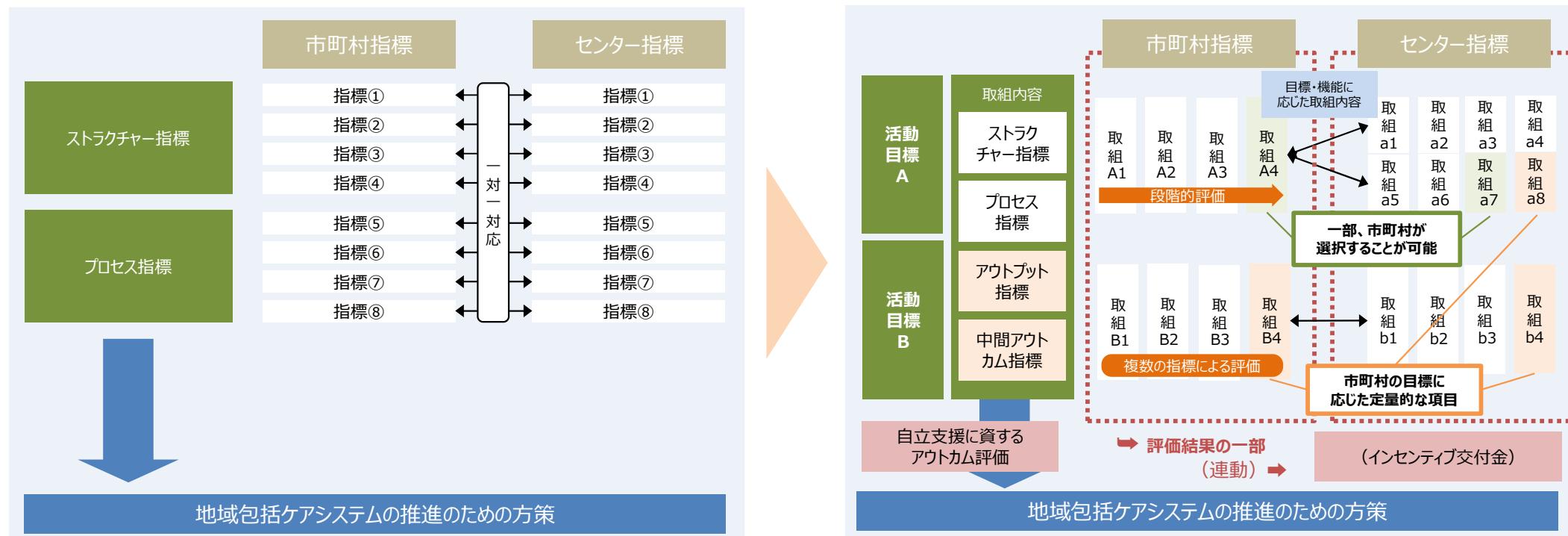
地域包括支援センターの事業に係る国が定める評価指標については、策定から5年間、センターが行う最低限の業務チェックリストとして、また、センターと市町村との連携強化のためのコミュニケーションツールとして寄与してきたところ、今般、法の趣旨を踏まえ、より一層センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう、**評価指標の体系化・簡素化**を図りつつ、**市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価**を行うための見直しを行う。

## ＜見直しの具体的なポイント＞

- ① 目標ごとに指標を統合し**体系化・簡素化**を図るとともに、センター指標・市町村指標を一対一対応ではなく、個々の機能に応じた内容に見直し
- ② 人口規模や地域課題等の圏域ごとの状況を踏まえた評価を行うことができるよう、**段階的項目**や**選択的項目**を指標として設定
- ③ 中長期的な視点に立った目標に応じた達成状況の評価を定量的に行うため、**アウトプット指標**・**中間アウトカム指標**を設定

※ このほか評価を可視化（数値化）できるよう市町村が柔軟に項目ごとの配点を設定できるよう見直し

## （見直しのイメージ）



# 新評価指標の全体構成

評価分野		旧	新
		指標数	活動目標数
地域包括ケアシステムの構築・推進	市町村	(新設)	1
	センター	(新設)	1
組織・運営体制	市町村	19	6
	センター	19	5
総合相談支援事業	市町村	6	3
	センター	6	7
権利擁護事業	市町村	4	2
	センター	5	3
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	市町村	6	2
	センター	6	3
地域ケア会議	市町村	13	5
	センター	9	3
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	市町村	6	3
	センター	5	2
包括的支援事業（社会保障充実分）※旧・事業間連携	市町村	5	2
	センター	5	2
計	市町村	59	24
	センター	55	26

アウトプット指標や中間アウトカム指標を設定  
市町村指標では、当該評価分野に  
「アウトプット指標または中間アウトカム指標を  
設定しているか」を項目のひとつとして設定

- 評価指標の内容を含め、地域包括支援センター運営状況調査をWeb上のシステムで実施
- 事業レベルではなく、**地域の分析結果を踏まえた中長期的な視点**に立った対応ができるかを把握するための活動目標を新設
- 活動目標ごとに指標を統合し、**体系化・簡素化**
- 人口規模や地域課題等に応じて市町村の実情に応じた評価を行うことができるよう、**段階的項目**や**選択的項目**を指標として設定
- 達成状況の評価を定量的に行うことができるよう、**アウトプット指標・中間アウトカム指標**を設定
- 各市町村において各項目を1点と配点したり、特に機能強化を図りたい項目に重み付けをして**数値化**し、評価を可視化することも可能

【指標の例】センター指標（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）

活動目標ごとに複数の取組内容を提示し体系化

活動目標		取組内容		種別
1	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	A	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握しているか	並列
		B	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか	
		C	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか	
		D	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対する介護予防支援に関する意識の共有を図るために出前講座等を開催しているか	
		E	介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を定め、定居宅介護支援事業所に示しているか	
2	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	A	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	段階
		B	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	
		C	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	
		D	【市町村により選択】市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしているか	

一部の活動目標では、フェーズを段階的に設定

基本的な取組

段階的評価

より高度な取組

市町村が選択可能な任意の項目を設定

## 令和8年度 事業評価

## 1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

活動指標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)		趣旨・考え方	留意点	時点	種別	配点	センター自己評価	行政評価
1	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	A 人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握しているか  B 介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握しているか  C センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか  D 相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか	センター業務を実施する前提となる地域アセスメントを行い、担当圏域の現状および将来像やニーズ等を把握しているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれかの量的データによって、市町村全域や担当圏域の現状や将来予測等（例：高齢化率や世帯状況の推移、高齢者のニーズ等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれかの計画を確認して、市町村または担当圏域の高齢者に係る課題（例：75歳以上の者の転入が多く軽度者の介護サービス需要が増す見込み等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。</li> </ul>	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容の分析または地域ケア会議等によって、担当圏域の課題等（例：移動手段の不足、情報周知の未徹底等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		

合計 4点

## 2. 組織・運営体制

活動指標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)		趣旨・考え方	留意点	時点	種別	配点	センター自己評価	行政評価	
2	1	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	A	市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか  当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価における課題への適切な対応策を含めているか  市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか  センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っているか	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえて、事業計画の作成、重点目標を設定し、必要に応じて業務改善を図っているかを評価する。	・データまたは紙面等で策定されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。  ・当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。  ・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。  ・前年度のセンターの事業計画の達成状況およびその背景を分析して、センターの業務改善が図られている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の分析で業務改善が必要な事項がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	段階	1		
			B			・当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	段階	2		
			C			・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。  ・前年度のセンターの事業計画の達成状況およびその背景を分析して、センターの業務改善が図られている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	段階	3		
			D			・前年度の分析で業務改善が必要な事項がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	段階	4		
3	2	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	A	センター長等の責任者の役割を文書で明確に示し、職員に周知しているか  センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取組内容を確認しているか  センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行なっているか  特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行なっているか	センター機能を効果的に発揮できるように、センター長等を中心として、センターの業務量の最適化を図りながら、個々の職員の専門性を踏まえたチームアプローチができているかを評価する。	・センター業務の責任者の役割を文書で示し、かつ職員に周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・ここで文書は、市町村が実施方針等でセンター長の役割を示している場合も該当する。 ・センター業務の責任者がいない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。  ・センターの事業計画を共有する会議等において、職員個々の取組内容を確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・会議等の形式は問わない。  ・センターの業務量を把握したうえで、例えば、事務職員への業務分担や、センター職員が作成する介護予防サービス計画の上限数を決めて、それ以上のプランを委託する等の何らかの業務最適化の工夫を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。  ・各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 例えは、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		
			B			・センターの事業計画を共有する会議等において、職員個々の取組内容を確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・会議等の形式は問わない。	前年度実績	並列	1		
			C			・センターの業務量を把握したうえで、例えば、事務職員への業務分担や、センター職員が作成する介護予防サービス計画の上限数を決めて、それ以上のプランを委託する等の何らかの業務最適化の工夫を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		
			D			・各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 例えは、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		

4	3	センター職員の人材確保および育成を図る	A	センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか	センター職員の人材確保、定着、育成のために、研修やメンタルヘルス対策を行う体制を整え、対応しているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の人材確保や定着を目的として、例えば、地域の専門職養成機関等と連携して実習を受け入れる、上司との面談の機会を設ける、資格取得を保障する、研修受講機会を保障する、休暇を取りやすくする等の取組を推進している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			B	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場で研修を実施しているか		<ul style="list-style-type: none"> <li>センターに在籍する全ての職員が参加できる職場での研修を年に1回以上開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>研修の主催者、内容、時間数は問わない。</li> </ul>	前年度実績	並列	1	
			C	センターに在籍する全ての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修（Off-JT）に参加できるようにしているか		<ul style="list-style-type: none"> <li>センターに在籍する全ての職員が、少なくとも年に1回は職場外の研修に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>研修の主催者、内容、時間数は問わない。</li> </ul>	前年度実績	並列	1	
			D	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施しているか		<ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス対策として、例えば、職員に対するストレスチェックの実施、メンタルヘルスに関する研修会の開催、メンタルヘルスに関する相談窓口・担当者の設置、専門家によるカウンセリング機会の提供などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	前年度実績	並列	1	
5	4	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	A	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、個人情報の取り扱いに留意する体制を整備するとともに、必要に応じて苦情やカスタマー・ハラスメント等に対応できる体制を構築して、実践できているかを評価する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			B	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか		<ul style="list-style-type: none"> <li>持出や開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえ、データまたは紙面を整備し、持出・開示時に適正に対処している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			C	市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対処および市町村への報告（共有）の体制を構築しているか		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の方針に沿って、個人情報漏えいと苦情の両方に対して、対処および市町村への報告の体制を整備し、それをデータまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			D	センターへの苦情内容をもとに業務を改善しているか		<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、センターのホームページのアクセス地図がわかりにくいという苦情をもとに地図をわかりやすくする、電話がつながりにくいという苦情をもとに外出中の職員の携帯電話へ転送するといった取組を行った場合に、項目を満たすものとする。</li> <li>センターへの苦情が全くない場合も、項目を満たしているものとする。</li> </ul>	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			E	【市町村により選択】センターに対する利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制をセンターとして整備しているか		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントの予防や対応体制（弁護士への相談体制等）を法人等が構築している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>カスタマー・ハラスメントに関する研修の実施やマニュアルの作成なども体制の整備に該当する。</li> <li>市町村が整備している場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
市独自	【市独自評価】(委託包括のみ) 三職種をバランスよく配置している					<ul style="list-style-type: none"> <li>以下①②の基準を両方を満たす場合のみ、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>以下のとおり配置していれば、バランスよく配置しているとみなす。 6名センター：各職種が2名ずつ配置されている。 5名センター：1つの職種が3名配置されていない。 ②三職種をバランスよく配置している期間が6か月以上ある。</li> </ul>	前年度実績	並列	1	

合計 24点

### 3 総合相談支援事業

活動指標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別	配点	センター自己評価	行政評価	
7	1	地域包括支援ネットワークを構築する	A	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか	すべてのセンター業務の基盤であり、ニーズ発見や支援機能等を果たす地域包括支援ネットワークを構築できているかを評価する。	・介護サービス事業者、医療機関、民生委員のいずれの情報も管理している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			B			・日頃より関係者から地域の情報が寄せられる状況にある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			C			・相談経路を分析したうえで、すでに十分に連携できており、新たな支援機関等との連携が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
8	2	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	A	相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告しているか	総合相談の実績を市町村と共有し、市町村と協働しながら総合相談を実践できているかを評価する。	・市町村またはセンターが定めた分類方法のもと、相談件数を市町村に報告している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。	前年度実績	並列	1	
			B			・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			C			・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築しており、かつ、市町村への支援要請に市町村が対応した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村とセンターの連携体制が構築されているが、市町村への支援要請が不要であった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			D			・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者や内容等は問わない。	前年度実績	並列	1	
9	3	家族介護者支援に取り組む	A	夜間・早朝の窓口または平日以外の窓口（連絡先）を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えているか	家族介護者が相談しやすい環境を整備し、早期に課題を発見し、必要な支援につなげることができているかを評価する。	・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。 ・センターの連絡先や相談窓口に関する解説を記載したリーフレット、パンフレット、ホームページ等により周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・時間外に市民から問い合わせがあった際に、自動音声等で緊急時の連絡先を示すなど何かしらの方法で緊急連絡先を周知している場合は項目を満たすものとする。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			B			・ヤングケアラー、ダブルケアラー、生活困窮者など、家族に支援が必要な状態にある場合、児童、障害、生活困窮等に関わる行政の部門や地域団体等と連携し、早期発見・早期対応に取り組んでいる場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
			C			・家族介護者に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、必要な情報を提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1	
			D			・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。	前年度実績	並列	1	

10	4	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	A	相談者とともに複合的課題を整理してニーズを明確にしているか	ニーズ把握や相談内容の整理等を行った後、記録に残すのみではなく、複合的な課題を持つ世帯の特徴を把握し、相談体制の強化や整備につなげることができているかを評価する。	・複合的な課題を持つ世帯とは、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮、家族に障害がある等の複合的な課題を抱える世帯をいう。 ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1		
			B	ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働しているか		・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1		
			C	相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握しているか		・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1		
			D	相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしているか		・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催するなど何らかの対応をしている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1		

合計 15点

#### 4 権利擁護事業

活動指標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)		趣旨・考え方	留意点	時点	種別	配点	センター自己評価	行政評価	
14	1	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	A	市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認しているか	高齢者による成年後見制度の適切な活用支援、消費者被害の予防・対応、高齢者虐待の予防・対応等といった権利擁護ができるのかを評価する。	・データまたは紙面で市町村から共有され、それをすべてのセンター職員が確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村が判断基準を共有していない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		
			B	消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか		・少なくとも民生委員に対し情報提供し、その取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1		
			C	消費者被害に關し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応しているか		・連携して対応した記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・消費者被害に関する相談がない場合には、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1		
			D	高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか		・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		
			E	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか		・実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備していれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1		

合計 5点

## 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

活動指標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別	配点	センター自己評価	行政評価
17	1 担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	A 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握しているか	介護支援専門員への個別ケアマネジメント支援と環境整備を適切に行うことができているかを評価する。	・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から共有されず、センターが把握していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		
		B 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか		・介護支援専門員の相談事例の内容分析結果をもとに、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・主催は問わない。					
		C 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか		・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議を含まない。地域ケア会議を活用して、多様な関係者、関係機関とネットワークを構築することは重要だが、ここでは、その他の意見交換の場を設けている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。					
		D 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか		・地域住民を対象とした介護予防・自立支援に関する意識共有を目的としたものであれば、その形態や内容等は問わない。					
		E 介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか		・データまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・介護支援専門員の参加しやすさの観点から、ここでは示す時期を年度当初と設定している。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1		
18	2 市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	A 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	指定介護予防支援事業者の指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所が作成する介護予防サービス計画について、センターと協議して市町村が定めた検証方法に沿って、適切に検証を行っているかを評価する。	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	段階	1		
		B 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか		・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。					
		C 市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか		・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	段階	3		

合計 11点

## 6 地域ケア会議

活動指標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別	配点	センター自己評価	行政評価
20	1 センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	A	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知しているか	個別ケース検討による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援やネットワーク構築を行えるように、地域ケア会議を活用できているかを評価する。	・運営方針をデータまたは紙面で示し、センター職員、会議参加者、地域の関係機関すべてに対して周知している場合に、項目を満たしているものとする。 ・年度第1回目の地域ケア会議までに運営方針を示している場合に項目を満たしているものとする。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
		B	センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか		・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止等の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行なった場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・センター主催の地域ケア個別会議を設置していない場合にも、市町村主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
		C	市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応しているか		・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から示された方針に基づき、参加者に十分説明をした上で開催していること。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
		D	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行しているか		・ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされたすべての事例において実施している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
		E	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか		・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1	
21	2 地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	A	センター主催の地域ケア会議（地域ケア個別会議）において、地域課題の可能性がある課題を抽出しているか	地域ケア会議で把握した地域課題に対して、適切に対応することができているかを評価する。	・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村に伝えているかどうかは問わない。	前年度実績	並列	1	
		B	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討しているか		・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。地域課題や自立促進要因の共有のみでは該当しないが、1回の地域ケア会議ですべての検討を行う必要はない。 ・検討結果を市町村に伝えているかどうかは問わない。	前年度実績	並列	1	
		C	センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告しているか		・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1	
		D	地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議（地域ケア推進会議）等に参加または資料提出しているか		・参加または資料提出していない場合でも、事前にセンターから市町村へ地域課題を伝えており、その内容を元に地域課題の整理・分析・対応等が行われている場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。	前年度実績	並列	1	

合計 9点

## 7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

活動指標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別	配点	センター自己評価	行政評価
23	1 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	A	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメント・介護予防支援を、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知しているか	市町村の方針に基づき、センター職員や介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施しているかを評価する。	・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）および多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
		B	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけているか		・ケアプラン作成において、必要に応じて保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源を位置づけたことがある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。該当するケアプランの数は問わない。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
		C	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか		・介護予防手帳に限らず、利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され（日々の健康チェックや運動に関する情報提供、慢性疾患に応じた自己管理の留意点など）、それを活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
		D	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進行管理を行っているか		・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	
		E	市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守しているか		・委託の有無にかかわらず、指針が紙面またはデータで共有され、かつ、それを遵守している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	評価実施年の4月末時点の状況	並列	1	

合計 5点

## 8 包括的支援事業（社会保障充実分）

活動指標		取組内容 (ストラクチャー、プロセス、アウトプット、中間アウトカム)	趣旨・考え方	留意点	時点	種別	配点	センター自己評価	行政評価
25	1	事業間連携を推進する	A 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っているか	包括的支援事業（社会保障充実分）の委託の有無にかかわらず、それぞれの事業におけるセンターの役割に対して、適切に事業推進できることができるかどうかを評価する。	・相談の回数は問わない	前年度実績	並列	1	
					・生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っているか				
					・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っているか				
					・包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加しているか				
26	2	【市町村により選択】* アウトプット指標 * 医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施数	医療関係者との連携状況を評価する。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施か否か、また、参加回数は問わない。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催するものも含む。 【平均以上の件数は2点加算】	・記載方法の例> ・在宅医療・介護連携推進事業に限らず、前年度に医療関係者と合同で実施した事例検討会や勉強会の数を記載する。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催したものも含む。	左記参照	アウトプット	2	●件

合計 6点

## 令和8年度地域包括支援センター事業計画書

〇〇地域包括支援センター

センター類型	
担当地区	

時点	総人口 (単位:人)	高齢者人口 (単位:人)	高齢化率 (単位:%)	介護認定状況(単位:人)			地域特性・地域課題	地域資源
				要支援1~2	要介護1~5	認知症高齢者日常生活 自立度Ⅱa以上		
令和7年10月1日時点								
令和6年10月1日時点								
令和5年10月1日時点								

令和8年4月1日時点のICT導入状況 ※現在導入しているICTに〇をつけること	基幹システム(名称: )
	オンライン相談等のためのタブレット端末
	音声入力による記録作成システム
	地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット
	センター業務の効率化を図るためのAI その他( )

運営方針			
①	地域包括ケアシステムの構築・推進	重点課題	
		主な課題	取組(計画)
②	組織・運営体制(ICT活用状況等)		
③	総合相談支援事業		
④	権利擁護事業		
⑤	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		
⑥	地域ケア会議		
⑦	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援		
⑧	包括的支援事業(社会保障充実分)		

その他計画等(センターとして独自に取り組むこと等)	その他実績等(センターとして独自に取り組むこと等) ※年度終了時に記載